



0022272000

0022272-000

332. 2221-0776k

企業地としての上海

大阪市産業部調査課

1928

ADC

332.222

0776k

全業地としての海

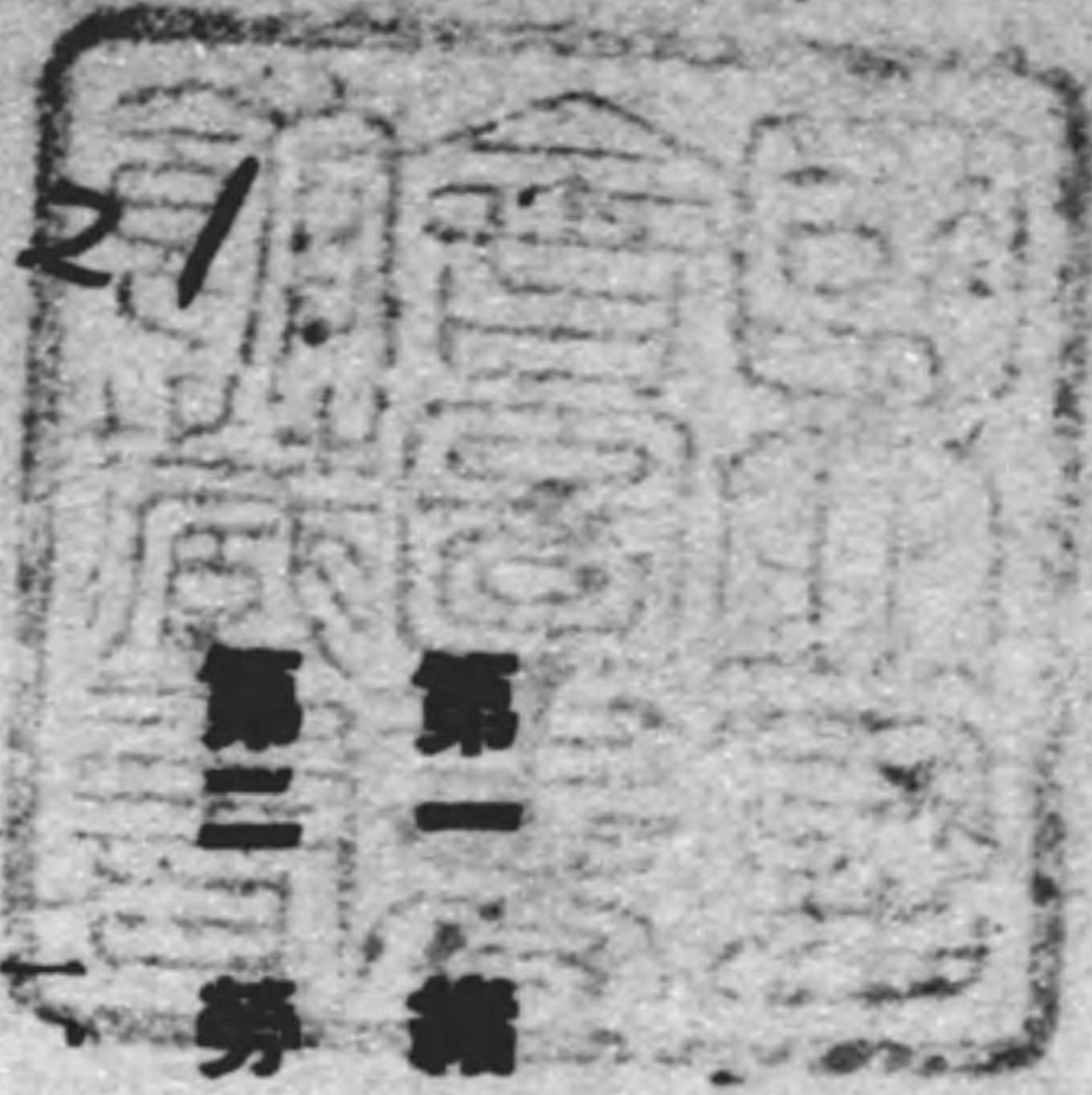
332.2221
0776te

企業地としての上海

大阪市役所産業部調査課



332.2221
9776k



企業地としての上海目次

第一編	一
第二編	八
第三編	一八
第四編	二六
第一編	一
第一 労働問題	一
第二 労働賃銀と生活費	八
第三 労働時間	一八
第四 女工及幼年工	二六
第二編	一六
第一 永租権	一六
第二 上海の租界	一七
第三 上海に於ける土地賣買	一八
第四 永租権の分割譲渡	二一
第五 上海租界の地價	二二
(附一) 地券の發給	二三
(附二) 永租権取得其他の諸費用	二五
第四編	二六
第一 電力及燃料	二六
一、電力	二六

二、石	炭	三二
第五 水		
一、水	質	三九
二、水道料	金	三九
三、鑿井	水	四一
第六 氣温湿度降水量天候		
一、氣	温	四四
二、濕	度	四四
三、降	水	四五
四、天	候	四六
第七 稅	金	四七
一、日本關係の稅金		五〇
二、共同租界の稅金		五〇
三、佛租界の稅金		五四
四、支那政府の稅金		五五

企業地としての上海

第一 緒 論

支那に於ける邦人企業は茲十數年間に目覺しき發展を示すに至つた。斯く在支邦人企業が今日の發達を遂ぐるに至つた端緒は、實に一八九五年の日清馬關條約に據つて、外人が支那に機械の輸入と工場建設の自由とを享受せし以後の事に屬する。勿論馬關條約以前に於ける清國政府の對外國間に締結せる條約中にも、外人の開港場にあつて居住し通商貿易に従事することは認められて居つたが、未だ製造工業の經營に就ては明確なる規定はなかつた。而も當時支那に於ける機械工業も所謂軍用工業時代から官督商用時代に入つた許りで、外人にして支那に於て工場經營を企てるもの未だなく、之等の必要をさへ更に認めなかつたのである。然るに一八九五年馬關條約の締結に際し、我國政府は早くも將來支那に於ける邦人企業の勃興すべきことを豫測し、媾和條約中に次の如く規定するに至つた。即ち

「日本國臣民は清國各市場開港地に於て自由に各種の製造工業に従事する事を得べく、又所定の輸入稅を拂ふのみにて自由に各種の機械類を清國に輸入する事を得べし。
 清國に於ける日本國臣民の製造に係る一切の貨物は各種の内國運送稅、内地稅、賦課金、取立金に關し、又清國內地に於ける倉入れ上の便宜に關し、日本國民が清國に輸入したる商品と同一の取扱を受け、且つ同一の特典免除を享有すべきものとす。」

斯くの如き條項が日支條約に挿入せらるゝや諸條約國何れも最惠國條款により之に均霑し、茲に外人の支那開市場に於て自由に製造工業を營むの權利は確定せらるゝに至つたのである。其結果上海を中心とする交通便利なる開市場に歐米人の生絲、燐寸、製粉、製絲、造船、製油、製茶等各種の事業を經營する者非常に増加し、斯くして外資と技術との輸入は支那固有産業に大なる刺戟を與へたるのみならず、それより以前に支那官民に依つて設立せられた洋式工場も忽ちにして市場獨占の權を奪はれ、剩へ市場より驅逐さるゝの情勢をさへ惹起するに至つたのである。然し乍ら肝腎の條約當事國たる日本は當初支那で工業を經營するよりも、寧ろ日本で經營する方が好都合であるとして居た爲め、在支企業經營者としての對支進出は遙かに英米獨等に遅れて居つた。其後日露戰爭の結果、幾多の經濟的基礎の強きを加ふるものあるに至つたのであるが、當時尙海外投資をなすだけの餘裕存せざりし爲め、折角の好機も之を利用するに途がなかつたのである。

然るに他方馬關條約締結の結果、歐米人の支那に工場を經營するもの頗みに増加し、従つて之に刺戟せられたる支那官民は漸く産業的に覺醒するに至り、所謂利權回收時代を招來し「一業を創むるは一業の利權を保持するなり、一株の募集に應ずるは一株の利權を恢復することなり」とし、田を賣り財囊を傾けて洋式工場の設立に狂奔したのである。尤も斯くの如き一時的、熱狂的、盲目的事業勃興運動は、當然の結果として國內工業を行詰らせ、聽て大恐慌の一原因をなすに過ぎなかつたのであるが、爾後漸く人心の沈靜に赴くと共に、比較的冷靜にして而も妥當なる國產獎勵の聲と變じ、遂に支那工業は健全なる發達の道程を辿るに至つたのである。

斯くして民國革命後支那に於ける各種の製造工業は頗みに急速なる發展を示し、殊に支那關稅の改正に勢を得たる支那内地外國型製品は諸外國輸入品に優に對抗するの概を示し初めた。而も茲に我國民として看過し得ない事は、當時支那に勃興しつゝあつた工業が、何れも主として我國現下の中心工業たる織維工業、雜貨工業又は之に類する簡易粗製工業に限られて居つた事實で、即ち綿製品、生絲を初めとし、莫大小、燐寸、石鹼、珐瑯鐵器、皮革、硝子、製油製粉、文房具、化粧品等の日用小雜貨其他所謂簡易工業製品は、殆んど一として支那自國製品の市場に現れざるものなき状態であつた事である。斯くて數次の支那關稅の引上は、益々支那製品をして有利なる地位に置きつゝあるが、由來主として支那を以て米國に次ぐ最も重要なる輸出市場とせる我國は、其輸出品に甚大なる影響を蒙るに至り、茲に我國工業を現在の粗工業中心主義より漸次精工業中心主義に轉化せしむると共に、宜しく粗工業は支那に移動せしめ、以て母國工業の向上と安定とを計り、兼ねて將來恐るべき支那工業に對抗するの策の有利なることが絶叫せられ、茲に我國工業の對支移出問題の發生を見るに至つたのである。勿論當時對支工業移出論に對し多少の反對あるは免れなかつた。殊に支那貿易に重大なる關係を有する一般工業家は、國內企業より生ずる眼前の利益に満足して在支企業の必要を認めざりしのみならず、一部論者の間には斯くの如き投資を以て甚だ非愛國的なりと非難攻撃されたのである。其主張に曰く「純營利的見地よりすれば、此種の投資は又必要にして有利であらうが、之によつて支那が級工業品につき自給自足となるだけ、我國の工業界は打撃を蒙らざるを得ざる許りでなく、邦人が國內に經營する事業と同種類のもの支那に於て經營することは、邦人自ら國內産業に對する競争を惹起せしむる事となるのである。

而して尙資力の充分なる大企業家は内地工業に於て高級品の生産に多く力を任じ、同時に支那に工場を設けて低級品を生産する事を得るが、我が工業家の大多数は資力に乏しく、斯くの如き海外投資をなす餘裕がない。故に資力の異なる少数者の對支投資は多數の内地工業者を苦しめ、甚しきは之を死地へ陥れるものと云ふべきであらう。これ非愛國的行動の甚しきものなり」と。斯くして對支工業移出論に對し世論紛々たるものあり、一時は我が産業政策上の一問題たるに至つたのである。併し乍ら偶々一九一七年の關稅改訂會議及び華府會議の結果、支那が輸入税を著しく引上げることゝなつた爲め、我國より從來の如く低級工業品を輸出するの困難が増大すると共に、支那に於ける此種の生産が採算上益々有利となるに至つたのである。加ふるに銀相場の關係、勞働賃銀の關係、其他幾多支那工場の有利なる採算が根本的動機となり、且は我國工業殊に紡績業が日本内地に於ける行詰り轉回策のため、續々支那内地に工場の設定を計畫するに至つた。斯くして最早以前の如く工場の對支移轉を以て非愛國的、非社會的なりとするの非難は全く其聲を潜め、専ら支那内地工業の勃興に對抗するため、紡績業者は勿論其他粗工業者の支那に於ける工場經營の機運は、歐洲大戰による我國經濟力の急速なる進歩發展と共に最大加速度を以て促進せられ、山東省を初め、滿洲、關東州、支那本土に至る迄廣く邦人企業の勃興を見、現在では支那の邦人企業は支那本土（上海、天津、漢口）及び青島、滿洲、關東州の四分野をなすに至り、其の總資本額約四億圓（内紡績業二億圓）に餘り會社數總計百三十餘（内紡績會社十五）を數ふる盛況を見るに至つたのである。

斯くの如く所謂資本に國境なしの言の如く水の低きにつく様に我國資本は利益の多き處に流れ行つたのであるが、

之を受け入るゝ側に於て尙排他的の感情が潜んで居り、平常は靜穩無事を裝へるも、一朝有事の際には潜める感情の勃發するを避け難い。資本の移動は移民に比し此感情を刺戟することが多少薄いにもせよ、尙之を全く刺戟しない譯には行かぬ。特に其資本が單なる資本として目に觸れぬ形をとる場合に於ては左程でもないが、在支邦人經營の紡績業の場合の如く堂々たる大工場が並べ、軒を連ぬるが如き場合に當つては、支那人として自覺あるもの誰か之れに好感を持ち得よう。況んや思想上には邦人よりも社會主義的乃至無政府主義的素質厚く、其方の感受性に富みたる青年としては、折あらば此の國際資本主義的記念物を破壊するの舉に出づる可能性多しと云ふべく、茲に於てか巴里平和會議以來著しくなつた支那の國權恢復運動は必然的に經濟獨立運動を醸成したのである。華府會議の關稅に關する條約は不平等條約撤廢要求の外交上の所産であつた許りでなく、經濟獨立を畫策する一方法であつた。即ち關稅率の増加は單に關稅收入の増加をのみ希望するに出でたものではなくて、その増率により輸入を防壁し國內産業を發達せしむるにあつた事は勿論で、搖籃期の工業多き支那としては眞に當然のことゝ云はなければならぬのである。斯くして支那は工業發達を計つて經濟獨立に進まんとしつゝあるのである。經濟獨立を高唱する孫文の三民主義が支那人の胸中より常に消えないのは此傾向の一反證ではあるまいか。

而して不平等條約撤廢運動が帝國主義打倒を象徵化するが如く、經濟獨立運動が資本主義打倒の叫聲となるは蓋し推し得べき事實である。最近帝國主義打倒の標語は必ず經濟侵略非難の言葉を伴つて居る。要するに現在の支那に横溢して居る空氣は帝國主義資本主義の打倒である。斯くの如く反帝國主義運動、列國資本侵略反對の運動が盛になる

と共に、其具體的方法として支那の革新を望む支那國民は、勞働運動を利用して叙上の對外目的を達成せんとし、列國經濟侵略の現れたる在支工場社航海業銀行等の各勢力を打破するために罷業を敢行し、尙之によつて列國に大打撃を與へ、以て間接的に不平等條約の撤廢を承認させ様と計つた。加ふるに他方勞農政府は反帝國主義、反資本主義不平等條約取消等の標語を掲げて、一切の自由なる支那の實現のために手段を選ばざるの態度を露骨に示し來り、從つて外國資本家と支那勞働者との爭議には其背景となつて之を煽動激刺指導しつゝある。之がために此種の爭議は名は純然たる經濟的問題であり乍ら事實は其の範圍を超えんとするもの多く、單純なる問題が民族的感情のために過激な色彩を帯び、其處に附け込む煽動の手が加はるので冷靜なる理智に訴へずして感情に奔り、愈々其解決を困難ならしむるものである。一九二五年の五卅事件の如きは明に此間の消息を傳へるものであつて、資本主義的侵略に伴ふ反帝國主義の旗幟を鮮明にしたものと云ふべきである。斯くして一度捲き起された波動は容易に消ゆることなく却て擴大するのみであつた。即ち五卅事件に基因する上海及び香港の排外的罷業を中心として、其の風潮は燎原の火の如く各地に波及し、其後今日に至るまで隨時隨處に猛烈なる罷業的暴動が繼續され來つたのである。而して本年に入りても我が在支紡績業に對する排外的色彩濃厚なる勞働罷業は容易に終熄する事なく、二月下旬の第一次罷工を發端として勞働風潮は漸次險惡化し、爾來前後三回の罷工發生を見、操業繼續に大いなる不安を痛感するゝと共に、一方一九二六年秋より行はれた南北軍の争闘は漸く南軍に有利となり、一九二七年一月初旬遂に國民軍は漢口英國租界の行政權、九江英國租界の警察權を掌握し、三月廿一日には上海を、廿四日には南京をさへ略取するに至り、茲に揚子江一

帯の地凡て、不平等條約の撤廢、帝國主義打破、反經濟侵略を呼唱する廣東政府の統治下に壓服するゝに至つた。斯くして二億餘圓の巨費と十年の長い年月を要したる在支邦人企業の運命も全く果卵の危きに陥り、そゝろに其前途の暗澹たるを思はしむるに至つた。

加之、一時は南京政府自ら釐金撤廢、關稅自主を名として、普通品七分五厘、甲種奢侈品一割五分、乙種奢侈品二割五分、丙種奢侈品五割七分五厘と云ふ法外なる關稅附加稅と新に出廠稅の徵收を實施する旨の宣言を發するに至つた。但し蔣介石の隱退に伴ふ南京政府の勢力失墜により、其實施は一先づ無期延期せらるゝこととなつた。若し夫れ今後共斯くの如き不當課稅にして實施せられんか、我が對支貿易の蒙る打撃の如何に甚大なるものあるかは固より、更に出廠稅の徵收は在支邦人企業にとり實に致命的の大打撃を與ふべく、遂には全部引揚の餘儀なきに至るやも計り難い然し乍ら茲に注目すべきは支那自身自國工業製品の海外輸出を妨害し、徒らに物價を騰貴せしめて迄も、尙又列國は固より支那人自らの猛烈なる反對を犯して迄も、輸入稅の引上、或は出廠稅の實施を果して斷行し得るや否やと云ふ點である。惟ふに國家本位に非ざる斯くの如き我利的政策が支那永遠の策ではない。

之れを要するに在支企業の前途は排外的勞働罷業の頻發と云ふ點から推論しても、亦出廠稅賦課問題の點から考慮しても、固より一般的には餘り樂觀を許さざるの情勢にありと雖も、支那の工業が未だ甚だ幼稚貧弱なる現狀にあるの點から推して、企業の性質によつては必ずしも悲觀の要なかるべく、尙充分活路を見出し得る餘地があらうと思考せらるゝ。以下上海に於ける企業計劃に對する參考事項を概述して見よう。

第二 勞 働

一、 勞 働 問 題

由來支那の經濟組織は極く最近に至る迄ギルド組織に依據して居つた爲め、現今西洋諸國に見る勞資間の激烈なる争闘の如きは全然見る能はざるの狀勢にあつた。而して支那に現今見るが如き勞働爭議の起つたのは全く歐洲大戰以後の事に屬する。即ち大戰は支那の工業界に潑刺たる活氣を與へ、新式工業の急進的勃興を來さしむるに至つたが、それと同時に戦後の新しい思想は支那の勞働界をも見舞つて、茲に上海、香港に同盟罷業の勃發を見るに至つた。先づ大正八年中上海に起つた同盟罷業は其數實に廿有餘に達したが、何れも初期勞働爭議の通弊を免るゝ能はず。(一)各勞働者間に於ける永久的組織の缺如、(二)勞働組合なきため罷業資金の忽ちに缺乏するに至りしこと、(三)各罷業何れも單獨に行はれ相互間に協調援助すること無かりしこと、(四)當時失業者多く、勞働豫備軍豊富なりしこと(五)勞働階級に對する社會一般の同情皆無なりし事等幾多の原因相俟つて大體失敗に歸して了つた。斯の如き無慘なる失敗の結果は彼等に對し先づ第一に勞働組合組織の必要を覺らしめ、組合運動は到る處に起つた。斯くして漸次勞働者間に階級的自覺の念が扶植せらるゝと共に、一九一九年頃の罷業に比し、稍々統一も出來、範圍も相當大なる勞働罷業が南・中支那到る處に續出するに至つた。併し乍ら當時尙未だ勞働者の自覺なく其組合の基礎も貧弱で、勞働

資金がないため罷業の持久性は甚だ乏しいものであつた。然るに最近に至り勞働運動が共產黨と國民黨右派の活躍により全く其手によつて指導さるゝに至るや、從來不統一に行はれてゐた勞働運動が一定の方針の下に行はるゝ様になると共に、勞働運動の目標は確然明瞭となり、その罷業地域も從來罷業の圈外におかれてゐた滿洲や京津地方に迄も波及し、殆んど支那全般に行はるゝに至つた。而も彼等指導者は勞働運動を當時支那全國民衆の心裡を把握支持せる國家開放の運動に巧みに結び付けたるため、茲に前節に述べたるが如く勞働運動は純粹なる階級争闘の範圍を脱して政治的對外的色彩を有するに至つた。此の如く現在支那に行はるゝ勞働運動が單に經濟的の意味以外に政治的目的を有するものなる以上、今後國家開放運動が完成せられざる以上飽迄頑強に執拗に繰返へさるゝに違ひあるまい。斯くの如く推論してゆくと結局支那國家開放運動が困難なる限り、支那に於ける勞働爭議の發生は殆んど絶對的に防止不可能の事に屬し、我が在支邦人企業も今後の進出はおろか、既成のものも漸次引揚ぐるの他なしと結論さるゝかも知れない。併し必ずしも其前途はそれ程に悲觀する要もあるまいと思ふ。蓋し支那に於ては現在の處、勞働爭議を深刻ならしむべく餘りに勞働者の供給が豊富であるのみならず、勞働爭議を永續せしむるには餘りに勞働者の資力が貧弱である以上、今後幾度か排外的目的を加味せる勞働罷業の續出は免れ得ないとしても、其個々に起る勞働爭議其自體に於ては大體永續性と擴大性を缺くものと推論せざるを得ぬからである。次に示す實例の如きはその間の消息を有力に物語るものではあるまいか。

(例一) 漢口に於ては一時工會が専横を極め、爲めに邦人使用支那人の給料は約四割方暴騰し、外人側には數倍を

要求されたものもあつたが、在留外人引揚の結果此種労働者の供給忽ち過剩となり、最近には生活の保障さへ得れば喜んで復職すると云ふ有様である。

(例二) 又漢口に於ける荷役賃は一時工會の跋扈により驚くべき暴騰を示して居たが、最近では生活難の爲め暴騰前の賃銀よりも低下して居る。

(例三) 上海に於ける建築関係の使用支那人は平常約六萬人も居るが時局混亂以來俄に仕事が減少し、現在徒食する者約三萬人に達し、その結果最近請負工事は以前より却つて廉價に引受けられて居る模様である。

斯の如く上海に於ける労働罷業は之を政治的見地より見ればこそ、其防止の國家開放運動の完成せられざる限り困難なるは蓋し言を俟たざる所としても、之れを純經濟的見地より見るならば決して根本的に持久力、永遠性を有するものには非ずして、却て今後度々排外的罷業の續行さるゝに従ひ、労働者間に眞の勞資對抗に對する自覺が萌え初むべく、國家開放運動の如き政治的目的に出ずるものは、宜しく自己利潤の擴大を目的とする純經濟的の労働罷業とは根本的に區別すべきもので、前者は宜しく他の合理的方法即ち條約なり協約によつてのみ解決すべきもので、それによつてこそ労働者自身の利益をも極大ならしめ得るとの自覺が生れ來るに相違ない。斯くなつた際には現在見る如き極めて無謀にして徒に列國の反感を買ふに過ぎぬ許りでなく、其間經濟的合理性を發見し能はざる排外的罷業の如きは漸次終熄するに至るべく、公平なる利潤分配に精進する眞の階級闘争のみが残存するに違ひあるまい。然らば最早支那特有の罷業の危険と云ふものは失はれ、茲に外國資本家は本國に於けると同程度の罷業の危険を負担せば足りる

譯である。

以下現在支那に於ける労働状態を述べんとす。

二、労働賃銀と生活費

最近上海に於ける主要労働者の賃銀は左表の如く平均五割見當の騰貴を示して居るが、労働者の言明する所によれば、賃銀の昂騰せるは少數の職工長及び特殊の技能を有するものみにして、大多數は原狀のまゝである。外人經營工場に於ては不熟練労働者に對しても、十年前に比し三、四割の増加を示して居るが、支那人經營工場に於ては賃銀の支拂は銅元を以てせられる關係上、賃銀の増給も最近の甚しき銅元の下落によつて、殆ど實收上増加を見ざる状態である。(單位元)

業種	性別	一九一四年		一九一六年		一九二〇年		一九二一年		一九一四年に對する増加率	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
製糖工	男工	0.030	0.017	0.037	0.021	0.048	0.026	0.055	0.029	83%	71%
	女工	0.025	0.015	0.031	0.019	0.033	0.010	0.038	0.010	52%	31%
紡績工	男工	0.033	0.010	1.031	0.018	1.055	0.016	1.060	0.030	93%	50%
	女工	0.020	0.010	0.073	0.015	0.073	0.010	0.085	0.033	112%	110%
輪織工	男工	0.048	0.015	0.053	0.015	0.075	0.018	0.080	0.030	67%	33%
	女工	0.033	0.010	0.033	0.010	0.045	0.015	0.060	0.018	82%	80%

染色工	男工	0.040	0.020	0.040	0.031	0.052	0.035	0.056	0.026	4.5	3.0
	女工	0.039	0.020	0.037	0.027	0.048	0.019	0.050	0.020	4.2	2.5
メリヤス工	男工	0.040	0.018	0.048	0.033	0.060	0.035	0.070	0.035	7.5	3.9
	女工	0.035	0.018	0.039	0.025	0.055	0.033	0.062	0.033	7.7	2.2
機械工	男工	1.050	0.030	1.060	0.033	1.070	0.020	1.085	0.033	2.3	6.5
皮革工	男工	0.030	0.030	0.033	0.024	0.020	0.035	1.000	0.035	2.3	7.5
石鹼工	男工	0.048	0.020	0.051	0.033	0.078	0.035	0.085	0.033	7.5	1.5
	女工	0.030	0.020	0.035	0.026	0.040	0.022	0.045	0.028	2.5	2.8

之に對し上海に於ける物價は極度に奔騰し、今財政部駐滬調査貨價處の調査にかゝる上海卸賣物價指數を見るも、左の如く七、八割見當の暴騰を示して居る。

一九一三年二月	糧食	1.000	其他食物	1.000	燃料	1.000
一九二七年三月		1.777		1.802		1.777
同 五月		1.777		1.667		1.736

從て前述の五割見當の勞銀の騰貴は決して勞働者の生活狀態に餘裕を齎すものでなく、この意味に於て最近南京政府が調査貨價處を設けて勞働者の生活標準を知らんとせるは蓋し機宜の處置と云ふべく、尙その勞資調節條例中には次の如き條項がある。

一、生活物價の指數に應じて一般の最低工賃を規定す

一、毎年少くとも生活費指數の増進率に應じて工賃を増加すべく、併せて生活物價の騰貴を制限すべし
次に上海工人の生活費とその勞銀の關係を見るに、總工會の宣言に據れば工人一人の工賃は平均十一元内外に過ぎず、一割を増加するも僅かに十二元見當にして、工人一人の生活費は約十元七角を要し、娛樂消閑等餘分の費用なきは云ふ迄もなく、疾病、家族の不幸等に際しては直ちに負債を生ずる狀態である。即ち總工會の發表にかゝる上海に於ける工場勞働者の生計費は次の如くである。

(一)工場勞働者一人の生計費

家賃	二元	食費	五元五角	洗濯散髪代	四角
燃料湯代	四角	石鹼代	一角	靴下代	二角
靴代	五角	被服費	一元	税金	二角
其他	四角	計	十元七角		

(二)夫婦の生計費

家賃	三元	米	七元	副食物	二元五角
燃料	一元五角	石油湯代	六角	靴下代	三角
被服費	二元	靴代	七角	税金	二角
其他	七角	計	十八元五角		

(三)三人家族の生計費

家賃	四元	米	八元	副食物	四元
薪炭代	一元六角	石油湯代	六角	靴下代	四角
靴代	八角	被服費	三元	税金	二角
其他	一元二角	計	二十三元八角		

上海邦人紡績会社に於て調査せる工人の生活費も前記總工會發表のものと大差なし。

三、労働時間

支那には現在有効なる工場法が存在しない。尤も一九二三年農商部發布の暫行規定によれば、職工最低年齢を男子十歳女子十二歳と定め、十七歳未満の男女、十八歳未満の女工に對しては輕易ならざる作業に従事することを禁止し労働時間に就ては幼年工は休息時間を控除した八時間、成年工は十時間を限度とし、幼年工の午後八時より午前四時に至る就業を禁じ、成年工には一ヶ月二日以上、幼年工には三日以上の休息日を給すべしと規定されて居る。然るに之等の規定は空文に等しく、實際に於て労働時間は一般に十二三時間を示し、右規定を遵守する工場は殆ど皆無である。今一例を挙げれば、一九二四年六月英國上海總領事は紡績工場の労働時間に就き次の如く報告して居る。

「英人經營の紡績工場に於ける正規の労働時間は、十二時間二交替制の一日二十三時間半にして、各班に十五分宛二

度の休息時間を與へる。日本人經營の紡績工場は十二時間二交替の二十二時間半にして、三十分と十五分の二度の休息時間を與へて居る。支那人經營工場にては一般に休息時間を與へず、十四時間の労働時間制をとつて居る。年少者兒童の労働時間は成年工の夫れと同一である。」

四、女工及幼年工

最近五十年來歐風漸次東洋に擴がり、機械工業の侵入に生存競争は逐日激烈となり、婦女子も之が爲め生活困難に陥り、遂に工場労働に従事するに至つた。支那に於ける女工の数は工場内労働者總数の三割以上に上り、之が分布は北支に少く南支に多く、上海を含む江蘇省の如き工場内労働者總数の七割見當に達して居る。而してその従事する職業は紡績、織布、製絲、燐寸等を主とし、年々増加の傾向を示して居る。

次に幼年工に就ては之を保護すべき確然たる法規なき爲め、外支人何れの工場に於ても盛に之を使用して居る。因に幼年労働者調査委員會の報告により、在上海工場雇傭の幼年労働者の數を成人労働者に比較すれば次の如くである。

工場国籍	工場數	十二歳以上のもの		十二歳以下のもの	
		男	女	男	女
支那	一八六	一九、六九〇	三六、二五二	一、一八四	五、九四八
米國	三三	二、〇二〇	三、七二〇	一	一、一〇〇

白耳義	一	10	50	1	1
葡牙	二	10	80	1	1
佛蘭西	五	10	100	10	10
日本	10	100	100	10	10
瑞典	一	50	1	1	1
伊太利	七	100	100	1	1
英國	二六	100	100	100	100
英米共同	二	100	100	100	100

彼等幼年工の年齢はもとよりその事業の性質により異つて居るが、七歳未満のものを使用せる工場も少くない。而もその就業時間は普通十二時間にして、晝食の休憩(大抵一時間)を除き成年工同様勞働に従事し、夜業にも従事し、休暇は普通一週一回にして、支那舊慣習による休暇以外不休の工場もある。賃銀は一日平均収入は約二角にして、之も作業せし日給のみを給し、公休の分は給與せず。

第三 土地及賣買手續

一、永租權

支那との條約國臣民は支那の開市場にて居住營業の自由を認められ、其結果自然に永租權を獲得するに至つたが、

其區域は開市場の範圍が明記されざるが故に明かに知ることは出来ぬ。然るに上海に於ては一九一二年、時の交渉使陳貽範が上海、寶山兩縣官民の意見を徴し、一方的に租界外の永租地域を限定し、其後各國も之を默認し來つた結果現在に於ては永租地域は上海、寶山兩縣に限られたる觀がある。

(一) 租界内に於ける永租權 租界内に於ては租界の根本法たる租界章程に支配され、永租權所有者は國籍の如何を問はず、租界行政機關たる工部局の定むる所に従はねばならない。而して工部局はこの章程の定むる所に従ひ或は土地税を課し、或は通路建設等公益上の必要により土地の收用を爲すことも出来る。

(二) 租界外に於ける永租權 支那に於ては未だ王土觀念を存し、公共通路用土地の如き租界外に於ては無償にて没收される事が珍しくない。従つて租界外の永租土地も全然支那法權下にある以上この難を免れ得ざる譯であるが事實上條約國人の既得權は原則として支那法權下に在る場合と雖も、その權利者の承諾なくしては濫りに侵害し得ざるを以て、この場合租界外永租權は寧ろ支那人の業主權より一層強大なる權利となつて永租土地所有者を保護することとなる。支那人中自己所有の方單土地(支那人所有土地)を外國人に信託讓渡して、永租權土地に書換へるもの往々あるは此間の利益を受けんとするに他ならない。

二、上海の租界

上海に於て外國人が永租權を取得したるは、南京條約によつて一八四三年支那側が上海の開港を宣言して以來のこ

とにして爾來茲に八十有餘年を経過して居る。而して當初は英米獨三國の租界が設定され、其後長髮賊の亂當時には自衛上三租界が同一行政組織下に結合されたこともあつたが、一八六二年佛租界が分離し、翌年英米兩國亦各自租界を拋棄して新に共同租界の設定を見今日に及んで居る。租界内には嘗て支那人の居住を禁止した事もあるが、現在に於ては隨所に居住することが出来る。乍然支那人が永租權土地を所有することは租界内たると租界外とに論なく租界設定の本來の趣旨と永租權の特質上今尙禁止せられて居る。從て支那人が事實上永租權土地の實權を取得せんとせば、租界内に於ても其土地を外國人に信託讓渡し、その外國人名義を以て外國領事館に登記し、地券の發行を受けるより他に方法がない。これ最近英米領事館に此種信託土地が多數英米人名義を以て登記されて居る所以である。かくの如く上海に於ける土地は極めて複雑なる状態の下にあるを以て、以下其實買手續について参考事項を概述しよう。但し茲に注意すべきことは支那に於ては元來外國人の土地所有權を絶対に認めて居ないから以下記する所の土地の賣買とは支那人間の場合を除き、單に永租權の移轉を意味し、土地所有權の移轉ではない。

三、上海に於ける土地賣買

(一)支那人間の土地賣買 現行支那土地法制によれば、土地所有權の移轉讓渡には一定の形式による賣渡證書を要し、更に管轄縣衙門に届出で名義變更の手續をとることとなつて居るが、この届出は其目的が權利の保護と云ふよりは、寧ろ登記原因たる事實に基き課税の目的を以てなすものである。從て勢ひ權利者は自己の利益保護の爲め次の如き方法を採つて居る。

の如き方法を採つて居る。

(イ) 或一定の方式に従つて賣渡證書を作製し、權利移轉の關係を明瞭にする。之を絶賣契と云ふ。

(ロ) 田單或は方單(共に土地所有權自體を表はす一種の證書)の占有を讓受人に移す。

而して絶賣契は土地所有權の移轉讓渡を立證する唯一の證書であるが、その物權的效果に至つては必ず田單或は方單の引渡に俟たねばならない。これ即ち絶賣契の作成引渡と田單或は方單の引渡とが不可分なりとされて居る所以である。

次に支那に於ける土地賣買上特に注意を要するは墳墓にして、支那に於ては慣習上墓地は賣買の目的とならないから、若し賣買の目的たる地所に墳墓があれば之を他に移轉するを要し、從て別に遷移費を要するが之は別に特約することとなつて居る。若し此種特約をなさざりし場合は、舊所有者は依然墓地の所有權を保有することとなり、紛争の原因となる事が多い。この特約は賣主の遷移據及び買主の存洋據を以てせられ、前者は賣主の墳墓遷移の義務、後者は買主の遷移費支拂の義務を定める證書である。

(二)條約國臣民と支那人間の土地賣買 條約國臣民と支那人との土地賣買とは、換言すれば永租權の設定行為にして、永遠出租契並に方單の引渡を以て物權移轉の效果發生の絶對的必要條件とされ、此外に最近の地租領收證の授受をも必要とする。永遠出租契の法律的性質は支那人間の絶賣契と同一にして、記載要件は次の如くである。

一、賣主に於て永租權の設立に異議なき旨を明示すること

- 二、永租権者に永久に土地支配権の全部を譲渡する旨を記載すること
- 三、賣主、仲介人及び地保の署名捺印

然るに茲に注意すべきは支那官憲は永租権の設定に際し、永遠出租契に記載せられたる譲渡價格に應じて頗る高率の税を課するを以て出租契面記載價格は極めて少額とすること多く、從てこの場合賣買當事者間に於ける右出租契面記載價格と實際價格との差額に對し追加領收證を作成する。之を絶實補足收清契(又は加添粮田文契)と稱する。

(三)條約國臣民相互間の土地賣買

條約國臣民間の土地賣買とは條約國臣民間に於ける永租権の移轉である地券は専ら權利者の所屬國領事館を通じ支那側より發給されるものなるを以て、永租権の移轉譲渡に於ては讓渡人は必ずその所屬國領事館を通じて地券書換の手續を採らねばならない。この手續をトランスファー(Transfer)と云ふ。その大體を述べれば賣買契約完了の上讓渡人(甲國人)は讓受人(乙國人)の爲めに甲國領事館に地券を提出し登記の抹消を受け、甲國領事館は甲國人某より乙國人某に永租権の移轉譲渡ありたる旨の公文に二通の地券(一は讓渡人保有一は同領事館保存)を添へ乙國領事館に送附し、乙國領事館は讓受人より新地券下附願の申請あるをまつて、設定行為の場合に於ける新地券發給と同様の順序を以て、新に乙國領事館地券發給の手續を採る。賣買代金はトランスファーの手續完了と同時に授受せられるを例として居る。

異國人間の土地賣買に就ては大略前述したが、次に賣買當事者が同一國籍人の場合に就て觀るに、元來地券は特定權利者に發給せられるものなるを以て、原則としては同一國籍人間の賣買行為と雖もトランスファーに準じ、地券書

換の手續をとらねばならないのであるが、實際に於ては便宜上單に地券面の名義を變更するに過ぎない。即ち領事館は兩當事者の提出にかゝる地券名義變更願に基き、土地臺帳及び地券名義を變更し、單に支那會丈局及び工部局にこの旨を通知するを以て足る。

四、永租権の分割譲渡

元來地券は一筆の地所を包括的に表示するものなる爲め、その地所が分割譲渡せられるに於ては、夫々分割部分に對應する數通の地券に書換へねばならない。而して此手續も亦地券の國籍主義なる理由より、異國人間の場合と同國人間の場合とにより異つて居る。

(一)異國人間の場合 この場合は分割譲渡の部分に就て前記のトランスファーを行ふのである。乍然この場合には地券そのものを其儘讓受人所屬國領事館に送附すること不可能なるを以て、讓渡人所屬國領事館は一部の譲渡ありたる旨を讓受人所屬國領事館に通報すると共に、他方舊地券を分割情況を明示せる圖面と共に支那會丈局に送附する。然る時は讓受人所屬國領事館は讓受人より新地券下附願の申請あるを俟つて前記手續により之を處理するのである。

(二)同一國籍人間の場合 同一國籍人間の分割譲渡も亦地券の書換を要するが、この場合は單に兩當事者連名の土地譲渡願に地券及び分割情況を明示せる圖面を添へ、之を所屬國領事館に提出すれば足る。然る時は領事館は土

地臺帳の訂正をなすと共に、會丈局を通じ讓渡部分に對しては新地券發給、舊地券に對しては讓渡部分抹消の手續をとるのである。

五、上海租界の地價

商工業の繁榮に伴ひ上海租界の地價は逐年暴騰し、甚しきに至つては五ヶ年間に倍額以上に達せる所も少くない。而して之等公共租界の地價は工部局に於て收税の爲め三年毎に、土地の位置、水運交通の便不便、商業中心地との關係等を考慮して評定せられ、現在最も高價なるは中區にして最高評定價格一畝二十萬兩、最低二萬三千兩を示して居るが、實際賣買價格は評定價格の五割以上十割見當も高價なるものが尠くない。今参考の爲め最近の評定價格を示せば次の如くである。

中區(面積二、一九八畝、東—黃浦江、西—西藏路、南—愛多亞路、北—蘇州河の一角)	每畝	九〇千兩
永安公司	每畝	九〇千兩
先施公司	"	九五
英國領事館	"	一〇〇
パレスホテル	"	二〇〇
臺灣銀行	"	二〇〇

稅關	"	一七五
滙豐銀行	"	一八〇
西區(面積七、四三四畝、東—西藏路、西—膠州路、南—佛租界、北—蘇州河の一角)	每畝	一六千兩
靜安寺路	"	二〇
盛杏生住宅	"	二〇
競馬場	"	四二
新世界	"	四二
北區(面積二、二四二畝、東—虹口濱、西—北西藏路、南—蘇州河、北—控界路の一角)	每畝	約六〇千兩
最高評定價格	每畝	八
最低"	"	八
東區(面積八、八九九畝、東—軍工路、西—虹口濱、南—黃浦江、北—引翔路の一角)	每畝	六五千兩
最高評定價格	每畝	六五千兩
最低"	"	一

【註】一畝は我が約二百坪に當る。

(附一) 地券の發給

永租權設定者が自己の取得したる永租權を合法的に享受するには、租界章程の定むる所に従ひ、本國領事館につき

地券 (Title Deed) の發給を受け之を保有せねばならない。今地券發給の手續を略述すれば次の如くである。

(一) 地券發給の申請 地券の發給を受くるには方單、永遠出租契及び地租領收證に新地券下附願を添へ、永租權者所屬國の領事館に提出する。領事館は之を調査の上諸要件の具備するを認めれば先づ土地臺帳に所要事項を登錄し、他方地券のフォームに必要事項を記入し之に官印を押捺して、前記各書類と共に公文を附して會丈局に送附する。會丈局は之を合法なりと認めたる時は所定の手續即ち公測の實施、公測地圖の發給、承認等の順序を経て地券を領事館に送附し來るのである。

(イ) 公測の實施 公測の實施は各關係者即ち永租權者、領事館、工部局土地課立會の上會丈局之を行ふ。その期日は會丈局より領事館に通知し、領事館は之を永租權者及び工部局に通知する。

(ロ) 公測地圖 公測地圖は右公測の終了後、租界内の分は工部局にて (布地圖二枚)、租界外の分は會丈局にて (紙地圖一枚) 作成の上、會丈局より領事館に送附し來り、領事館は之を永租權者に送附し、地積其他に相異なきや否やを確めしめ、相異なきときは署名捺印の上返還せしめる。領事館が右承認済の地圖を永租權者より返戻を受けたるときは承認済の旨を會丈局に通知する。但し紙地圖は工部局に送り寫をとりたる上會丈局に返送するも、布地圖は領事館が確認の上は永租權者に送附し、他の一は領事館に保存する。然るに若し永租權者が不承認なるときは、其理由を附して該地圖を會丈局に返送し、その修正又は再測量を求めるのである。

(ハ) 升科 公測地積が方單面地積より大なる時は茲に升科なる問題が起り、その増加部分に對し一定の割合 (通

常地價の半額) を以て升科費を會丈局に納め、その權利の確保を得なければならぬ。實際問題として升科は地券發給前の一大障害なるのみならず、特に方單に於ては殆ど免るべからざる現象なるを以て、買主は豫め實測を行ひ、升科の必要ありと認めたる時は、買収前契約を以て升科費の支拂を賣主の責任となすか、或は豫想し得べき升科費額を減じて賣買價格を決定するを得策とする。

(二) 地券の下附 所定の手續が完了すれば會丈局は新地券を領事館に送附し、領事館は之を永租權者に交附する。地券はトリツブリケート (三通) を以て發給され (佛國領事館地券は正副二通) 權利者本人、領事館、會丈局が夫々一通宛保管し、會丈局保管の分は一括されて地租徵收の原簿たる所謂魚鱗冊の代用をなして居る。而して右三通の地券は權利の移轉變更に際しては常に同一の運命にあるは勿論である。又現在永租權者の保有する前清時代の地券には監督江關分巡蘇松太兵備道の署名捺印がある。一般に地券を道契と稱するに至つたのは茲に始まつて居る。

(附二) 永租權取得其他の諸費用

(一) 永租權取得に對する課税 永租權の取得に對しては永遠出租契面記載の賣買價格により、左の割合を以て支那側より課税せられる。

(イ) 租界内—測量費六分、地保手数料二分、計八分

但トランスファー及び名義變更の際は單に地券書換料として銀十元を課せられるのみである。

(ロ)租界外—測量費六分、地保手数料二分、學校費五分、賣買稅六分計一割九分

右各種の税金は多くは契約により譲受人たる外國人の負擔に歸するのであるが、その課稅標準たる永遠出租契記載の賣買價格は地保の諒解を得て、或程度迄の低下が容易にして、其間不正行爲の行はるゝこと多し。

(二)登録稅 日本領事館に於ける登録稅は左の如くである。

新地券下附の申請	五畝以下一畝に付金二圓
名義變更	金二圓
トランスファー	金二圓
抵當權設定	金五圓
其他	金二圓
五畝以上一畝を加ふる毎に	金一圓を増加す

第四 電力及燃料

一、電力

上海に於ける製造工業の多くは工部局より電力の供給を仰いで居る。専門家の意見によれば石炭の價格騰貴する時

は自家發電によるよりも工部局電力を使用する方が却つて有利なる由にて、一九二二年工部局發電所使用石炭が二十八萬噸に過ぎなかつたものが、最近四十萬噸に増加せるも前記の理由に基くものと稱せられて居る。今參考の爲め共同租界、佛租界、開北(租界外)に於ける電力料金を示せば次の如くである。

(一) 上海共同租界工部局電氣料金

一、電燈、扇風機用普通料金	一キロワット時に付	〇・一二兩
一ヶ月	一、〇〇〇キロワット時以上の消費に對し	五%引
割引率	一、五〇〇	七・五
	二、〇〇〇	一〇
	三、〇〇〇	一五
	四、〇〇〇	二〇
	五、〇〇〇	二五
	六、〇〇〇	三〇
	八、〇〇〇	三五
二、溫熱用、料理用、家庭使用料金	一キロワット時に付	〇・〇三兩

- 三、私有通路の照明用電燈は公有通路照明法と關聯してなすことを得(詳細は申込の上定めること)
- 四、電池(電氣にて運轉する乗物類に使用するもの) 工場用電力料金と同じ
- 五、工場用電力料金

一四九キロワット時以下	一キロワット時に付き	〇・〇四五兩
一五〇〃	以上 二四九キロワット時以下	〇・〇四一
二五〇〃	以上 三四九〃	〇・〇三六
三五〇〃	以上	〇・〇三〇
六、大量供給	諸工場、造船所等に對する大量供給に就ては、申込の際特別の料率を定む(註参照)	
七、昇降機用電力料金		
交流の供給	工場用電力料金に同じ	
直流の供給	一キロワット時に付	〇・一二兩
八、電力モーター貸付料金		
一馬力	一ヶ月に付	三兩
三〃	〃	五
七・五〃	〃	七
一五〃	〃	一二
三〇〃	〃	一七
六〇〃	〃	二五
一二〇〃	〃	四〇
		二〇〇
		二〇〇
		八〇
		四〇
		二〇
		一〇
		五
		二
		四

九、電氣設備貸付料金 一個一ヶ月に付 〇・五兩

十、料理用ストーブ貸付料金 〇・五兩

(二) 上海佛羅里電氣公司電力料金

一、工場用電力料金

一ヶ月	二四九キロワット時以下	一キロワット時に付	〇・〇四〇兩
同	三〇〇〃	以上	〇・〇三五

但し上記の料率は修正することを得

二、電燈用料金 一キロワット時に付 〇・一三〇兩

三、温熱用料金 〇・〇四五

(三) 上海南北水電廠電力料金(租界外電力料金)

一、電燈、煽風機用普通料金 一キロワット時に付 〇・二二弗

一ヶ月	一、〇〇〇キロワット時以上の消費に對し	五%引
〃	〃	七・五
〃	〃	一〇
〃	〃	一五
〃	〃	二〇
〃	〃	二五

二、温熱用、料理用、家庭使用料金 一キロワット時に付き 〇・〇八弗

三、工場用電力料金

一ヶ月	一〇〇キロワット時以下	一キロワット時に付	〇・〇六五兩
同	一七九 "	以下	〇・〇五五
同	一八〇 "	以上	〇・〇五〇
同	二二〇 "	以上	〇・〇四五
同	二五〇 "	以上	〇・〇四〇
同	三六〇 "	以上	〇・〇三五

四、大量供給 諸工場、造船所等に對する大量供給に就ては、申込に際し特別に料率を定む

【註】 上海工部局の電力大量供給料金は固定費に屬する Standing Charge と運轉費(石炭、人件費等)に屬する Running Charge の兩方に對して支拂ふこととなつて居る。例へば某工場にて平均一、〇〇〇キロワット時を消費し或る時一、三〇〇キロワットを消費したる時は、この最高消費高一、三〇〇キロワットに對し Standing Charge と稱して一ヶ月一キロワット當り三兩見當の料金を課し、他方 Running Charge として一ヶ月の消費總電力に對し一キロワット時に當り〇、〇一五兩見當の料金を課するのである。従て一キロワット時の全料金は〇、〇二乃至〇、〇三兩位となる。今大量供給に於ける電力料金變化の條件を擧ぐれば大略次の如くである。

- 一、工部局側に於ける變化の條件
- (一) 石炭買入値段の高低
 - (二) 工部局發電所成績の良否
 - (三) 發電所よりの距離及び其使用量

【注意】 日本に於ては同一市内は距離の遠近にかゝらず殆ど同値である。

二、需要家側に於ける條件：電力を平均に使用する場合は最も廉價となる。

因に現在上海邦人紡績工場専ら工部局電力を使用する工場の電力料金は一キロワット時に付〇・〇一七兩乃至〇・〇一九兩見當のものが多し。

二、石炭

上海に於ける一ケ年の石炭輸入高は約三百萬噸にして、同地の外揚子江流域各都邑に於て消費せられる。而して其種類は開平炭最も多く常に三割以上を占め、日本炭、撫順炭之に次ぎ、開平炭の輸入増加する時は日本炭又は撫順炭の輸入減少し、之に反し開平炭の輸入減少する時は日本炭、撫順炭の輸入が増加する傾向がある。上海輸入炭種別概數(年額)を示せば左の如くである。

開平炭	約 八〇〇千噸乃至九〇〇千噸(豫定額一、三〇〇千噸)
日本炭	" 九〇〇千噸乃至一、〇〇〇千噸

撫順炭 約 五〇〇千噸
 鴻基炭 " 一〇〇
 支那炭(含山東炭) " 五〇〇

次に上海に於ける石炭相場は毎年十月より十一月末迄に行はれる工部局發電所(一九二六年の入札數量四十萬噸)及び上海瓦斯會社(一九二六年の入札數量四萬噸)の入札炭價に始まり、其後は日本炭及び支那炭の需給状態によつて左右されて居る。開平炭が輸入高最も大なるに拘らず、その後の炭價に比較的影響薄なるは、同炭が一ヶ年契約或は半ヶ年契約のもの多く、從て契約當初に於て既に一定の相場が確定され、其後の商内に對しては人爲的に甚しき變動を避け居るに因るものである。因に一九二六年度工部局石炭落札價段及び最近の茶館取引相場を示せば次の如くである。

▼一九二六年度工部局落札價段(一九二七年度分)

開平炭	每噸	七・五兩
撫順炭	"	一〇・〇
四脚亭炭	"	九・五
大谷炭	"	一〇・五
大浦炭	"	一〇・八
新入炭	"	一〇・六

▼茶館取引會社相場(五月二十一日) 每噸上海兩建

相知塊 B	八・七五	鈴田塊	一一・一五	肥前塊	八・七五
新手中鶴塊	一〇・二五	杵島塊	一一・一五	松島塊	一〇・一五
松浦塊	九・二五	高松塊	一〇・二五	高尾塊	九・四〇
岩屋塊	一一・七五	撫順塊	一一・二五	林西塊	一〇・七五
淄川塊	一一・五〇	中興塊	一一・五〇	相知切込 B	八・四五
鈴田切込	一〇・五〇	木屋瀨切込	八・七五	下山田切込	九・一五
高尾切込	八・二五	高松切込	九・〇五	松島切込	九・〇五
松浦切込	八・二五	撫順切込	一〇・四五	四脚亭切込	九・四五
淄川一號	一〇・三五	淄川二號	九・六五	淄川三號	九・二五
博山切込	九・〇五	基隆切込	九・四〇	相知粉 B	八・二五
方城粉	八・一五	鈴田粉	九・六五	木屋瀨粉	八・三五
崎戸洗粉	一〇・二五	杵島粉	一〇・二五	松島粉	八・二五
松浦粉	七・七五	高松粉	八・五五	淄川粉	九・七五
撫順粉	九・七五	福岡粉	七・五〇	開平洗粉	九・二五
開平一號粉	八・八五	開平二號粉	八・六五		

▼ 石炭取集商

邦商……三井洋行、三菱公司、公信洋行、清原洋行、藤田洋行、山下礦業、林洋行
支那商……中興煤礦公司、柳江煤礦公司、濟大公司、福中公司、賈汪煤礦公司
外商……開源礦務所

▼ 上海輸入主要石炭分析表

炭坑名	所在地	工業分析 (100.00)				比重	硫黃分	磷素分	發熱量 (ボンプ)
		水分	揮發分	固形炭素	灰分				
新 手	福岡縣	3.50	37.00	53.55	5.55	1.35	0.022	1.33	6388
金 田	"	1.76	41.05	53.02	3.77	1.27	0.027	1.27	7569
大 峯	"	1.98	38.9	49.72	9.55	1.25	0.022	1.21	6597
方 城	"	2.38	39.18	52.92	5.52	1.30	0.025	1.29	6633
田 川	"	1.83	43.07	46.77	8.66	1.29	0.025	1.22	6837
峯 地	"	1.57	40.59	49.94	1.60	1.33	0.028	1.20	5941
松 田	"	1.68	36.33	51.01	6.77	1.33	0.026	1.10	7350
"	"	1.59	35.06	47.05	1.60	1.30	0.026	1.00	6815
"	"	1.59	35.06	47.05	1.60	1.30	0.026	1.00	6592

上 山 田	"	0.78	36.07	55.88	9.27	1.35	1.01	1.24	7101
鹽 頭	"	1.67	36.3	45.01	1.66	1.33	0.024	0.92	7241
古 河 下 山 田	"	0.95	30.21	51.23	1.62	1.35	0.021	1.11	6911
"	"	1.66	35.64	49.83	2.35	1.30	0.024	1.05	7141
明 治	"	2.00	42.81	48.70	6.49	1.33	0.024	1.00	7110
"	"	1.89	41.38	47.02	9.6	1.31	0.021	1.02	722
福 岡	"	1.01	32.66	37.00	1.82	1.37	0.025	0.98	6012
新 入	"	1.56	39.00	44.56	2.88	1.29	0.021	1.11	674
"	"	1.00	36.68	43.75	1.67	1.31	0.024	1.10	677
古 河 目 尾	"	0.90	41.28	42.41	5.51	1.35	0.025	1.11	711
"	"	1.33	36.60	50.68	2.19	1.30	0.024	1.12	711
"	"	1.99	41.31	48.59	3.7	1.33	0.024	1.12	711
新 目 尾	"	0.98	28.18	52.60	1.82	1.31	1.00	1.01	713
浦 ノ 浦	"	0.92	41.33	45.12	3.35	1.32	0.024	1.11	713
三 池	"	0.10	41.10	42.00	2.00	1.31	0.024	1.12	713
杵 島	佐賀縣	1.32	40.22	50.22	7.31	1.32	1.10	1.00	710

炭坑名	原素分 (100.00)					歩留	状態	耐碎度	硬度	耐壓度
	炭素	水素	有機質	窒素	水分					
新 手	六六.八九	五.二五	一七.四八	一.三三	三.五〇	三三.〇〇	不頁	—	—	—
金 田	七三.七四	六.〇二	一三.四四	一.七二	一.七六	六三.五〇	佳頁	九一.〇	九一.七	六三.八
大 峯	七〇.〇九	五.〇八	一三.〇三	一.一一	一.九四	六三.七五	—	八九.五	九〇.二	四三.二
方 城	七三.三三	五.七二	一三.七五	一.二九	二.三八	六五.〇〇	—	八七.五	八七.五	三九.六
田 川	七〇.二四	五.六四	一三.一八	一.二二	一.三三	六三.七五	頁	八五.〇	六八.八	三三.二
峯 地	六二.九四	五.一九	一三.〇〇	一.〇〇	一.五七	六四.五〇	微	七六.五	五六.四	—
鈺 田	七〇.六六	五.六九	一七.二七	一.二二	二.〇四	六二.五〇	頁	—	七五.〇	三七.九
—	六八.三六	四.四四	一七.二七	一.二二	一.六九	六四.五〇	—	—	—	—
—	六三.三三	四.七	一三.八七	一.三〇	一.五九	七二.五	佳頁	九〇.〇	八九.五	二六.六
—	七二.六〇	四.五六	一三.五二	一.二七	〇.七八	六七.五〇	—	八八.五	九八.八	四九.九
上 山 田	七二.六〇	四.五六	一三.五二	一.二七	〇.七八	六七.五〇	—	—	—	一七.四
—	五九.〇八	五.五三	一六.〇九	〇.九四	一.六七	六七.五〇	—	—	—	四〇.九
—	五九.〇八	五.五三	一六.〇九	〇.九四	一.六七	六七.五〇	—	—	—	—
古河下山田	六八.六三	四.一七	一三.六六	一.二四	〇.九五	六八.七五	微	—	八五.〇	三三.八
—	六八.六三	四.一七	一三.六六	一.二四	〇.九五	六八.七五	—	—	—	—
—	六八.六三	四.一七	一三.六六	一.二四	〇.九五	六八.七五	—	—	—	—
明 治	六八.六三	四.一七	一三.六六	一.二四	〇.九五	六八.七五	—	—	—	—
—	六八.六三	四.一七	一三.六六	一.二四	〇.九五	六八.七五	—	—	—	—
—	六八.六三	四.一七	一三.六六	一.二四	〇.九五	六八.七五	—	—	—	—

多 久	佐賀縣	一.一六	三三.九八	四〇.八〇	一〇.〇六	一.四一	五.四九	一.二二	七〇.五
岩 屋	—	一.三六	三三.〇三	五二.〇〇	八.六一	一.二八	〇.五二	一.五四	六六.〇
芳 谷	—	一.五五	三三.〇三	四九.七二	五.四八	一.二九	一.一〇	一.四〇	七三.二
—	長崎縣	一.九三	三八.七七	四六.六八	二.九二	一.三三	〇.四四	一.七七	六四.三
—	—	〇.三〇	三五.一〇	四八.六〇	一.八五	一.三三	二.三四	〇.九八	六六.五
—	—	〇.九七	四二.〇〇	四八.六〇	八.四三	一.二五	一.二七	一.四四	七五.五
—	—	五.六〇	四三.九四	四八.六〇	四.六〇	一.二五	一.二七	一.四四	六六.〇
—	—	〇.〇〇	二.二〇	六六.六五	二.〇五	一.三三	一.七九	一.四七	八二.九
—	—	〇.〇〇	一.七〇	六三.八〇	一.九三	一.四六	〇.八八	一.三三	六七.一
—	—	一.四三	一〇.三三	八二.五五	六.〇〇	一.三六	〇.五三	一.三九	六九.二
—	—	一.一〇	一〇.一五	七五.七七	一〇.七六	一.二八	一.二四	一.二七	六四.三
—	—	〇.六〇	二二.〇〇	六二.二六	一五.四四	〇.三五	一.四七	一.二六	六三.五
—	—	〇.〇〇	二七.六六	五一.五六	二〇.四八	一.三三	一.〇六	一.三七	六三.九

明	新	新	古	古	新	新	三	三	多	岩	芳	福	崎
治	入	目	河	河	目	目	池	池	久	屋	谷	島	戸
六〇・九	五七・九	六〇・九	六三・九	六三・九	七三・三	七三・三	六八・五	六八・五	七二・六	六九・九	七二・六	六八・五	六八・五
五九・七	四九・五	三三・七	四〇・八	四〇・八	五三・七	五三・七	六〇・七	六〇・七	五五・三	五五・三	五五・三	五三・四	五三・四
一三・三	一六・七	二二・七	二二・五	二二・五	九三・九	九三・九	一〇・八	一〇・八	二二・七	二二・七	二二・七	一〇・七	一〇・七
一・六	〇・九	一・二	一・〇	一・〇	一・九	一・九	一・〇	一・〇	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
一・九	一・〇	一・五	一・四	一・四	一・三	一・三	一・三	一・三	一・六	一・五	一・五	一・五	一・五
九・六	一八・九	一四・八	一六・七	一六・七	二・九	二・九	八・三	八・三	七・三	八・二	五・八	二・六	二・六
六三・〇	六二・〇	五七・〇	六三・〇	六三・〇	六三・五	六三・五	六〇・〇	六〇・〇	六三・五	六三・五	六三・五	六三・五	六三・五
佳	微	真	真	真	真	真	佳	佳	真	真	真	真	真
九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四
六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三	六〇・三

第五水

一、水質

松	撫	滿	博	鴻	山	井	開
島	順	川	山	基	無	徑	平
六〇・三	六九・六	八六・三	七三・八	八三・六	七三・二	七三・六	七三・九
七・六	五・六	四・一	四・九	三・五	三・五	四・八	三・九
一七・五	一三・六	五・一	七・三	四・八	五・九	五・六	九・六
一・四	一・九	一・七	一・三	一・九	一・七	一・六	一・二
〇・七	五・〇	〇・六	〇・三	一・四	一・七	〇・六	〇・八
八・三	四・〇	二・五	二・三	六・〇	一・六	二・五	二・八
六〇・〇	五五・〇	八九・〇	八一・〇	九三・〇	九〇・〇	七三・〇	七三・五
佳	微	不	最	不	真	最	真
九〇・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四	九一・四
五二・四	五二・四	五二・四	五二・四	五二・四	五二・四	五二・四	五二・四

濁流滔々たるは支那河水の常で、清水を容易に得難きは上海製造工業家の最も苦痛とする所であり、上海唯一の綿布染色工場たる達豊廠の如きは河水を濾過して使用して居る。其他各工場に於ては或は水道水を用ひ、或は鑿井水を使用するありて必ずしも一定して居ないが、何れも用水上少からざる不便を感じて居る。然しながら之等河水、水道水、鑿井水等の水質は比較的良好の模様にて、今某所調査の概要を示せば次の如くである。

浮游物	黄浦江水	一三六・六〇	英租界水道水	一四五・〇〇	佛租界水道水	二二五・〇〇	支那街水道水	二六六・三〇	
全固形物		二六一・〇六		四三・〇〇		九八・三〇		七六・三三	
灼熱減量		四二・〇〇		八・三二		一八・五五		一〇・〇〇	
酸化鐵 (Fe ₂ O ₃)		二六・〇〇		三七・三三		五六・六六		五二・〇〇	
土 (Al ₂ O ₃)		四〇・〇〇		一三・七三		一六・九六		二二・五九	
石 灰 (CaO)		一四・四二							
苦 土 (MgO)		八六・六〇							
硅 酸 (SiO ₂)		二七・五九		二四・八五		二〇・四〇		四八・五二	
鹽 素 (Cl)		六・八〇		一一・一五		一〇・五三		一三・四八	
硫 酸 (SO ₂)									
全 固 形 物	江南紙廠 井深五〇〇尺	五二〇・四〇〇	裕豐紗廠 井深三〇〇尺	一	大康紗廠 井深三〇〇尺	三七四・九四	黄浦江水	七三一・五〇	水 道
全 硬 度		二七・六〇八		一五・三二五		一八・四三		一七・四〇〇	
有 機 物		六一・二〇〇		四〇一・四〇〇		五〇・五〇		一四九・〇〇	
酸 (SiO ₂)		一三・〇〇〇						二五・八一〇	

尙最近阿部工業所にて分析したる上海地下水、水道、河水の水質を比較せば次の如くである。

石 灰 (CaO)	一四〇・八〇〇		一二七・四〇	五七・〇〇
苦 土 (MgO)	九七・一四〇		四〇・六五	四〇・三九
鐵 (Fe ₂ O ₃)	一〇・二九〇	二・八六五	痕 跡	七七・〇〇
ア ル ミ ナ (Al ₂ O ₃)	一四・〇一〇		一五・九〇	七七・〇〇
ア ム モ ニ ャ (NH ₃)	〇・〇二三	〇・二〇一		〇・一一〇
硫 酸 (SO ₂)	一〇二〇・九八八			
鹽 素 (Cl)	一〇二・九五〇	一一・〇八四	五七・六六	一五・二五
硝 酸 (NO ₂)		〇・三〇〇		三・四・九八〇
亞 硝 酸				〇・五〇〇

二、水道料金

上海には共同租界、佛租界及び開北（租界外）の三水道会社あり、其料金は大略次の如くである。

(一)上海共同租界水道會社料金

- 一ヶ月の使用量一萬ガロン以下……四弗（使用量の如何を問はず一率に徴收す）
- 二十萬ガロン以下……千ガロンに付 〇・四弗
- 二十萬ガロン以上五十萬ガロン以下……二十萬ガロンを超過する量に對し千ガロンに付 〇・三五弗

五十萬ガロン以上……五十萬ガロンを超過する量に對し千ガロンに付 〇・三〇弗

(二) 南北水電廠水道料金

一ヶ月の使用量一萬ガロン以下……千ガロンに付 〇・五三弗
 " 一萬ガロン以上……" 〇・四八
 " 五萬ガロン以上……" 〇・四五
 " 十萬ガロン以上……" 〇・四二

【註】千ガロンは我が約二十五石二斗である。

(三) 佛羅界水道料金

普通料金……一立方米に付 〇・〇八七五兩(但し一立方米は二二〇ガロンなる故千ガロンに付き〇・三九七七兩)
 大量料金……工場、會社等大量消費に對しては特別契約が出来る。

三、鑿井水

最近鑿井水を使用する住宅、工場漸く増加するの傾向あり。その水量も比較的豊富なる模様にて今後河水或は水道の便なき偏狹地帯の工場用水として最も注目せられて居る。以下上海に於ける鑿井に就て參考事項を概述しよう(因に上海に於ては深さ三百尺見當のもの最も成績良好なる由)

(一) 上海に於ける地下水層

第一水層 地下二百七十尺乃至三百尺 層厚 四十尺以上
 第二水層 地下四百五十尺乃至五百尺 " 三十尺

(二) 揚水量 次表は第一水層の水量を標準として居る第一、第二水層より併取する時は其水量は約二割増加し、第二水層のみより攝取する時は約三割減となる。

管径	一晝夜約五萬ガロン	一晝夜約二萬ガロン
徑三吋鐵管裝入	一晝夜約五萬ガロン	一晝夜約二萬ガロン
" 四吋 "	" 八萬ガロン	" 四萬ガロン
" 五吋 "	" 十五萬ガロン	" 六萬ガロン
" " "	" 二十萬ガロン	" 八萬ガロン

多くの水量を要する時は徑五吋位の鑿井數個を設くるを可とする。

(三) 鑿井工費

管径	三百尺鑿井費	五百尺鑿井費	壓搾空氣裝置一切	地下水槽費
徑三吋鑿井	約 八〇〇兩	約 一、六〇〇兩	約 六五〇兩	徑六尺約 七〇〇兩
同四吋同	" 一、六〇〇	" 二、五〇〇	" 一、六〇〇	" 八尺" 一、〇〇〇

// 五時間 // 三、〇〇〇
 // 六時間 // 四、五〇〇
 // 四、五〇〇
 // 六、五〇〇
 // 二、八〇〇
 // 二、二〇〇
 // 二、二〇〇
 // 〃
 // 〃

壓搾空氣機はモーターを附屬す。

第六 氣溫濕度降水量天候

一、氣 温

▼最近六ヶ年間月別表 (攝氏)

月	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
一月	四・〇	三・七	三・一	四・八	二・九	三・八
二月	五・四	六・二	三・二	四・五	三・一	四・六
三月	八・二	八・八	九・七	六・六	八・六	八・七
四月	一三・二	一四・六	一三・〇	一四・八	一二・二	一三・六
五月	一八・三	一八・七	一八・四	一八・三	一九・〇	二〇・四
六月	二二・二	二三・八	二三・一	二三・四	二四・三	二二・七

▼最近六ヶ年間月別表 (百分率)

月	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
一月	七九・六	七七・七	七三・三	七四・九	七九・五	七二・七
二月	七二・〇	八四・六	八〇・三	八〇・七	七六・二	七七・三
三月	七五・八	七六・二	八〇・一	七四・九	七四・一	七二・二
四月	八二・三	七八・四	八一・五	七八・五	七一・八	七二・〇
五月	八〇・四	八二・三	八一・八	八三・四	八〇・七	七五・六

【註】 氣温は其月内の平均温度とす。

二、濕 度

▼最近六ヶ年間月別表 (百分率)

月	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
一月	七九・六	七七・七	七三・三	七四・九	七九・五	七二・七
二月	七二・〇	八四・六	八〇・三	八〇・七	七六・二	七七・三
三月	七五・八	七六・二	八〇・一	七四・九	七四・一	七二・二
四月	八二・三	七八・四	八一・五	七八・五	七一・八	七二・〇
五月	八〇・四	八二・三	八一・八	八三・四	八〇・七	七五・六

七	六	五	四	三	二	一
月	月	月	月	月	月	月
一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	
一〇	二二	一七	一六	一〇	四	八
二二	二二	一七	一七	一〇	一五	一七
一五	一〇	一四	一六	一二	一一	六
三	三	一八	七	九	一七	一三
一六	一一	一四	六	二	八	一一
一〇	一五	七	七	一一	四	四

【註】 快晴日数は一日の平均雲量二以下を以てす。

(三) 晴 天 日 数

計	十	十	十	九	八	七
二	一					
月	月	月	月	月	月	月
五五	一三	一〇	六	四	三	一
六五	九	一一	九	二	三	三
六二	一三	六	一一	四	八	四
六六	一八	一二	八	四	二	一
六二	六	一一	一四	七	二	三
五二	七	四	〇	三	七	三

六	五	四	三	二	一
月	月	月	月	月	月
一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
一	一	二	五	〇	五
一	一	三	三	三	五
一	三	二	五	五	七
四	二	四	三	三	七
二	二	一	一	一	四
二	三	四	七	二	一一

【註】 曇天日数は一日の平均雲量八以上を以て計算す。

(三) 快 晴 日 数

計	十	十	十	九	八	七	六
二	一						
月	月	月	月	月	月	月	月
一五六	五	七	八	一三	九	一八	二六
一五〇	四	五	八	一五	七	一一	二二
一五四	一〇	一〇	一一	八	〇	一七	一七
一六三	六	六	一二	一五	九	一三	一九
一六二	三	六	五	一五	九	一七	一三
一五〇	一	一三	九	一二	六	一七	一七

八	月	一四	一三	八	一五	一三	八
九	月	一四	一六	九	一七	一二	九
十	月	八	一〇	四	六	二	六
十一	月	五	五	一〇	四	七	一
十二月	月	九	二	七	二	六	一六
計		一三六	一四六	一一二	一二四	一一九	一一八

〔註〕 雨天日数は一日の降水量〇・一耗以上を以てす。

第七 税 金

一、日本關係の税金

本邦會社法の定むる所により、本社を上海に有する會社を設立せんとする時は、其手續其他は全く日本内地に於けると同様にて、只之を本邦領事館に登記する丈である。現行課金及び登録税を示せば次の如くである。

(一) 登録 税

財産を目的とする出資價額		登録税
一 萬 圓未滿		十 圓
一 萬 五 千 圓未滿		十 三 圓
二 萬 圓未滿		十 六 圓
二 萬 五 千 圓未滿		十 九 圓
二 萬 五 千 圓以上五十萬圓未滿	は二萬五千元を超過する金額一萬圓毎に金一圓を加算する	

- (口) 合名會社、合資會社出資増加の場合―財産を目的とする出資の總額に對し、前項に據り納付すべき登録税より既に納付したる設立又は出資増加の登録税を控除したる金額
- (ハ) 株式會社及株式合資會社設立の場合―拂込株金額又は拂込株式金額及財産を目的とする株式以外の出資の價額に對し、第一項記載の登録税を課す
- (ニ) 株式會社及株式合資會社の資本増加並に第二回以後の拂込の場合―(ロ)に準據す
- (ホ) 前記各項に該當せざる場合―毎一件金一圓、但し新に納付す可き登録税、又は既納の登録税と新に納付すべき登録税との合算額が三百圓を超えたる時は之を三百圓に減じ、既納登録税三百圓に達したる時は其後の登録には課税せざるものとす。
- 財團法人又は營利を目的とする財團法人にして登記をなさんとする時は一件毎に金壹圓の登録税を納付す可きものとす。
- (ヘ) 左の事項に付登記する時は一件に付金一圓の登録税を納付するを要す。

A、商號の新設又は取得

- B、支那人の選任又は代理權の消滅
- C、船舶管理人の選任又は代理權の消滅
- D、商法第五條及第七條による登記
- E、民法第七百九十四條、七百九十五條及七百九十七條による登記
- F、登記事項の消滅又は廢止

(二)課金 上海居留民國課金條例は次の如くである

第一條 本民國地域区内に於て土地未借權を有するものに土地課金、一戸構へ居住するもの若くは資産を有し又は營業を爲すものに戸別課金、特別の業務を營む者に特殊課金を課す。一戸を構へざるも獨立の生計を營む者若くは一定の收入ある者は之を一戸を構へ居るものと看做す。

第二條 土地課金は左の課率により賦課す。

(イ) 公共居留地内の土地は上海工部局の評定價格の一萬分の五

(ロ) 公共居留地外の土地は土地價格調査委員會の調査を経て行政委員會の決定したる評定價額の一萬分の五、公共居留地内の土地にして工部局評定價格未決定のものには之に準ず。

第三條 戸別課金は納稅義務者の資力を算定し、第五條の等級により其の負擔個數を定めて之を賦課す。戸別課金納稅義務者の等級は課金調査委員會の調査を経て行政委員會之を決定す。但し新に納稅義務を生じたるもの、課金等級は課金調査委員會の調査を経て行政委員會之を決定する事を得。

第四條 前條の資力は左の如き資料に據り算定す。

- イ、資産状態
- ロ、營業又は職業の種類、其體操並に收得額
- ハ、俸給、給料、歳暮、年金、諸手當及之等の性質を有する給與、賞與
- ニ、營業所及住宅の位置、構造並に其貸借價格
- ホ、從業者の員數
- ヘ、家族の員數

第五條 戸別課金の等級及其の負擔個數は左の如くである。

等級	負擔個數	等級	負擔個數	等級	負擔個數	等級	負擔個數
一	一	二	二	三	三	四	四
五	五	六	六	七	八	八	一〇
九	一三	一〇	一六	一一	二〇	一二	二五
一三	三〇	一四	三五	一五	四〇	一六	五〇
一七	六〇	一八	七〇	一九	八〇	二〇	一〇〇
二一	一三〇	二二	一六〇	二三	二〇〇	二四	二五〇
二五	三〇〇	二六	三五〇	二七	四〇〇	二八	四五〇

第六條 戸別調査納課義務者の賦課額は總個數を以て所要金額を除し、之に各自の負擔個數を乗じたるものとす。(現行個數一個は年五弗七十仙の負擔)

二九	五〇〇	三〇	五五〇	三一	六〇〇	三二	六五〇
三三	七〇〇	三四	七五〇	三五	八〇〇	三六	八五〇
三七	九〇〇	三八	一、〇〇〇	三九	一、一〇〇	四〇	一、二〇〇
四一	一、三〇〇	四二	一、四〇〇	四三	一、五〇〇	四四	一、六〇〇
四五	一、七〇〇	四六	一、八〇〇	四七	一、九〇〇	四八	二、〇〇〇

次に参考の爲負擔個數の實例を示せば。

内外紡績	四一級	上海紡績	二二級
正金銀行	二六	絹絲紡績	二九
郵船會社	三二	岡興紡績	二九
日華紡績	三三	三井物産	三二
三菱公司	二六	東洋綿花	二六
日本綿花	二六	上海取引所	二二

二、共同租界の税金

(一)土地税 工部局評價額の千分の七を年二回に納付するを要し此評價額は五年目毎に改訂される。

(二)家屋税 (イ)租界内は家賃の一四%(一ヶ月)、(ロ)準租界内は家賃の一三%(一ヶ月)を年四期に分つて三ヶ月分宛債主が前納するのである。而して租界外の家屋に於ては全然工部局に納税の必要がない。

三、佛租界の税金

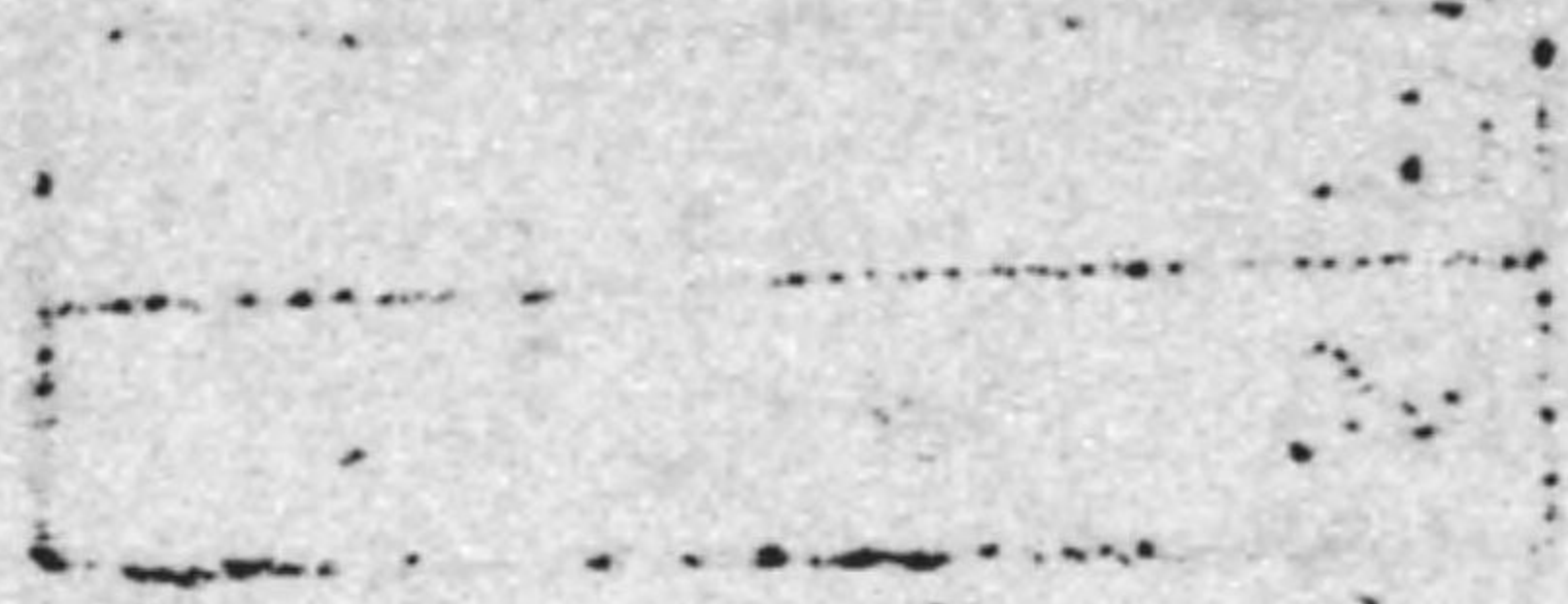
- (一)土地税 評價額の千分の六
- (二)家屋税 家賃の一二%

四、支那政府の税金

支那政府に納むべき地租は次の如くである。

上海縣	毎畝 一、五〇〇文
寶山縣	" 二、〇〇〇文

而して一、五〇〇文を一兩として換算し、毎年十二月十五日を以て納付期日とし知縣が之を徴收して居る。



CL
NO. 24153

昭和三年二月十一日印刷
昭和三年二月十三日發行
發行所 大阪市役所產業部調査課
電話不番五〇五〇番
大阪市此花區大開町一丁目一四〇
印刷所 大阪進光堂
電話土佐堀一丁目四三番

